

第4章

計画の取り組み

1 切れ目のない支援体制の構築

(1) 相談支援・情報提供の充実

子どもを安心して産み育てることができるよう、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの両方を実施することで切れ目のない支援を行います。また、相談体制の充実を図るとともに、さまざまな媒体を活用し、子育てに関するサービスや相談窓口等の情報提供を行い、子育て家庭のそれぞれの状況やニーズに応じ、適切なサービスを利用できるように支援します。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
こども家庭センター の設置 《新規》	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを設置し、個別ニーズの把握やきめ細やかな相談支援等を行います。
情報提供の充実	地域のさまざまな関係機関とのネットワークを構築し、広報や子育てハンドブック、町のホームページや各種SNS等を通じて、子育て家庭に対して情報発信を行います。また、必要な人が適切に情報を得られるよう、ICTを活用した新たな情報提供の手段についても検討を進めます。

(2) 妊娠前から産後までの切れ目のない支援

各種健診等の機会を通じて妊娠前から産後まで切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長を支えるとともに、妊産婦の健康管理や経済的な負担の軽減等、子どもと保護者が安心して健康に暮らせるよう支援していきます。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
不妊や不育に関する 情報提供・相談支援 《新規》	不妊や不育に関する相談や情報提供、助言等必要な支援を実施します。
妊婦健康診査・産婦 健康診査	妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）・産婦が受ける健康診査（産婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊産婦の健康管理の充実および経済負担の軽減を図ることで、安心して妊娠・出産・子育てができる体制を確保します。
乳児家庭全戸訪問 事業	生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師・保健師が訪問し、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者から育児に関する話をお聞きすることで、孤立した育児を防ぎ、安心して子育てができるよう支援します。また、訪問後も継続して支援が必要な家庭には、関係機関と連携を図り支援します。
産前産後サポート 事業	妊娠、出産、子育てに関する悩み等に対して、不安や悩みを傾聴し、相談支援を行います。地域の母親同士の仲間づくりを促し、妊産婦の家庭や地域での孤立感を解消し、安心して妊娠期を過ごして育児に臨めるよう支援を行います。
産後ケア事業《新規》	体調や育児などに不安のある母親が安心して子育てできるよう、母親とその乳児を対象に、指定の医療機関や助産師による心身のケア、育児のサポートを行います。

(3) 小児医療の充実

乳幼児への医療費助成や周辺自治体・関係機関と連携をとりながら、平日の夜間診療・休日診療を実施するとともに、子どもの疾病や障がいの早期発見に取り組みます。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
子ども医療費助成制度	入院・通院ともに、高校生世代までの子どもに対して、保険診療に係る自己負担分を助成します。
小児救急医療事業	小児夜間急病センターや休日急病センターの開設による、岐阜圏域の小児一時救急医療体制の確保や休日の郡内における一次・二次医療体制の継続確保により、いつでも安心して医療が受けられるよう、周辺自治体や医療機関、医師会等との連携を図ります。

2 子どもが健やかに成長できる環境の整備

(1) 就学前教育・保育サービスの充実

保育施設の潜在的待機児童の解消に向け、子どもの人口の推移や保護者の就業の変化を踏まえつつ、保育の受け皿を支える保育人材の確保支援、保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
認定こども園の推進	就学前教育・保育を一体として捉え、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たす認定こども園について、保護者の就労状況に関わらず入園が可能となり、保護者ニーズに応えることができるよう、町内での認定こども園のさらなる整備について協議を進めます。
教育・保育の質の向上	子どもの興味・関心が自ずとわくような質の高い人的・物的な環境を整えることに力を注ぐとともに、子どもの遊びや生活を読み取り評価する視点等、関係職員の資質向上のための研修・交流等を行います。子どもが主体的に活動できる保育内容の充実に努め、その中で子どもが自己肯定感をはぐくみながら、生涯を豊かに「生きる力」を身に付けられるような質の高い教育・保育ができるよう支援します。
保育士の資質の向上・確保	すべての子どもの健やかな育ちに向けて、保育士に対するより効果的な研修の実施方法を検討します。保育士を対象とした研修プログラムへの参加の推進に加え、情報共有を行うことで教育・保育についての共通理解を深め、保育士の資質向上に努めます。 さらに、保育士の確保や離職防止、働きやすい職場環境を整備するため、保育士確保サポート奨励事業や保育体制強化事業等により保育施設や保育士へのサポートを行います。また、各保育施設からの求人チラシを庁舎内に設置する等、保育士確保支援に努めます。

(2) 小学校への滑らかな接続

本町では、会議等の機会があるごとに保育士や主任児童委員などの関係機関と連携を密にしてきました。今後も子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、教育・保育関係者や機関が相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう、引き続き連携を強化します。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
保育所・認定こども園・小学校連携推進	子どもの発達や学びを確保し、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、協議会等で就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を目指した取り組みを行います。そのために、保育所・認定こども園・小学校の教職員の資質向上を図るとともに、教職員間の連携や接続の体制づくりに努めます。

(3) 安心・安全に成長できる環境の整備《新規》

子どもが心身に一生残る傷を負う事件や事故を防止し、安心・安全かつ健やかに成長できるよう、地域住民の活動への支援や正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

また、いじめの早期発見・対応や不登校傾向を含めた不登校の子どもへの支援を実施し、すべての子どもが平等に安心して教育を受ける機会を確保できるよう努めます。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
地域の見守り活動等への支援	地域住民が実施している、小学校の登下校の時間に合わせた見守り活動への支援を行います。
交通安全・防犯教室の実施	警察と連携し、交通ルールや事故事例に関する交通安全教室を実施するとともに、犯罪から自分と周囲の安全を守ることができるよう、年齢に合わせた防犯教室が実施できるよう努めます。
安心して学習できる環境の整備	子どもたちが一人ひとりに合った環境で安心して学習できるような体制整備に努めます。いじめの未然防止や早期発見・対応ができるよう、関係機関との情報共有を密に行うとともに、相談しやすい環境づくりに取り組みます。また、不登校の子どもに対し、VRなどのICTの活用を含めた多様な学び方について検討を進め、教育を受ける機会の確保を図ります。

取り組み	事業概要
情報モラルの普及・啓発	インターネットやＩＣＴを正しく有効に活用できるよう、主体的に利用するための効果的な活用方法や危険で有害な情報に関する情報提供、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどの機能の周知等、情報モラルの普及・啓発に努めます。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育てを両立するうえで、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。

仕事と子育ての両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、住民や事業所に対する意識啓発を進めていきます。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
プレママ講座・パパママ講座の実施	出産を迎える夫婦を対象に、育児に対しての関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や交流会を行います。
仕事と子育ての両立に向けた啓発推進	働き方改革に関する情報提供や、仕事と子育ての両立ができるようさまざまなサービスの実施や紹介を行い、環境づくりを促進します。また、積極的に町のホームページを活用した啓発に取り組みます。

(5) 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

保護者が働きながら子育てを行うために、保育サービス等の充実が必要不可欠であることから、子どもにとって良好な保育環境の充実を図ります。

また、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育または地域型保育事業を利用できるよう、こども家庭センターと連携を図りながら、産休・育休中の保護者に対して情報提供を行います。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
教育・保育の提供体制の確保	人間形成の基礎をはぐくむ就学前教育の充実を目指し、希望するすべての子どもへの質の高い教育・保育を提供できるよう、ニーズに合わせて教育・保育の提供体制の拡充に努めます。
産休・育休制度の周知・啓発	町民や町内事業所に対し、産休・育休制度のさらなる周知・啓発を行い、制度の利用促進につなげます。

3 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

町内の子育てサロンにおいて、子育て中の親と子がいつでも気軽に参加でき、交流できる機会と場所等の環境整備および子育て支援員の人的配置を充実します。

また、多様な保育ニーズに対応した、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業などの保育サービスを今後も継続していきます。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等への支援を図ります。現在の提供体制を維持しつつ、子どもへの負担も考慮した保育環境の充実を図ります。
地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業）	町内の子育てサロンにおいて、子育て中の親子がいつでも気軽に参加でき、打ち解けた雰囲気の中で語り合ったり交流できる機会を一層充実するとともに、子育て支援員による子育て相談や保護者同士のネットワークづくりにより、子育てに対する不安感等を緩和します。
保育施設一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育・教育施設において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。
病児・病後児保育	病気や病気回復期の児童で、就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かります。保護者のニーズ等も把握しながら、他市町と連携して事業の充実に努めます。
ファミリー・サポート・センター事業	提供会員が依頼会員に対し送迎や一時的な預かり等の子育て支援を実施し、子どもの健やかな育ちを地域で支援するファミリー・サポート・センターの普及・啓発に努めるとともに、提供会員の養成に取り組み、安定した人材の確保を図ります。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 《新規》	保育所等に通っていない乳幼児に対し、保護者の就労有無や理由を問わず月一定時間まで保育施設等を利用することができるようにすることで、子どもの健やかな成長を支援します。

(2) 子どもの放課後等の居場所づくり

放課後児童クラブ（学童保育）については、保護者の就労状況の変化を踏まえ、安定的な運営と居場所の確保を行うとともに、学童保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、放課後子ども教室、子どもの居場所づくり事業など地域で多様な子どもの放課後の居場所づくりを推進します。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
学童保育の充実	町内の全小学校区において学童保育を実施し、安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、利用する児童が心身ともに健やかに成長できるよう努めます。また、条例等の基準を踏まえた施設整備や、入室定員の弾力的運用により、待機児童の発生防止に努めます。
放課後子ども教室の充実	児童にとって安心・安全で、知・徳・体のバランスの取れた活動ができる居場所づくりに取り組みます。また、各小学校区で開催されている学童保育の児童たちが放課後子ども教室にも参加できるよう、連携型の活動を行える環境を整備するとともに、将来的には一体的に活動できるよう検討を進めます。
子どもの居場所づくり事業等の充実	すべての子どもが誰でも気軽に訪れ過ごすことができる環境や多世代交流ができる居場所づくりの充実に努めます。また、支援を必要とする子ども等が健やかに育成される環境の整備を進めるため、食事の提供等を通じた居場所づくりを行っている団体等を支援していきます。

4 個々の家庭の特性に応じたきめ細やかな支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

児童虐待防止のための相談や地域と連携しての見守り活動等に取り組みます。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
虐待予防の啓発	児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、町の広報紙に児童虐待防止のための広報記事を掲載します。また、公共施設内にポスターの掲示やチラシの設置などを行い、虐待防止に関する啓発活動を推進します。
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師、保育士など専門職の訪問による相談や指導等の支援を行います。虐待予防に向けて、養育が困難な家庭への早期支援、継続支援を実施するために、関係機関と連携して事業を展開します。
要保護児童対策地域協議会の機能強化（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	虐待を受けている児童等の早期発見や住民からの通告等に迅速に対応できるよう、養育支援訪問事業に携わる職員や関係機関の専門性の強化を図るとともに、こども家庭センターと子ども相談センターや教育機関、警察等の地域の関係機関が連携を取り合い、それぞれの機関が効果的に責任をもって関わるができる体制づくりを推進します。
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	児童の保護者が出産や病気等の社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に、児童福祉施設等で養育保護をします。児童養護施設と連携し、それぞれの家庭のニーズにきめ細やかに対応できるよう実施していきます。

(2) 支援が必要な家庭への支援（子どもの貧困対策含む）

子どもの貧困や居場所のない子どもが全国的にも問題となっており、問題の早期発見、解決を目指し、子ども食堂等の居場所づくりや学習支援等を実施するとともに、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた就業支援や相談体制等の充実に努めます。

また、家事や家族の世話などを日常的に行わなければならない、個人の権利が大きく侵害されているにもかかわらず、表面化しづらいという特性があるヤングケアラーについて、早期に発見し支援につなげられるよう、重層的支援体制の構築に向けて関係機関との情報共有と連携強化に努めます。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
貧困家庭の子どもの育ちやくらしに対する支援 《新規》	貧困により子どもの権利が侵害されることなく、一人ひとりが等しく心身ともに健やかに成長できるよう、各種経済支援についての情報提供や相談支援を実施します。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関や地域と協議・連携しながら、子ども食堂等の居場所づくりや子どもの学習支援事業等を実施します。
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭の親子が安心して幸せに暮らすことができる環境づくりを目指し、家事や子育て、経済的な問題など、一つひとつの家庭が抱えるさまざまな問題に対応できるよう、精神的・経済的な支援等に関する情報提供や相談体制の充実に努めます。
ヤングケアラーへの支援体制の整備 《新規》	ヤングケアラーの早期発見のため、ICTの活用も含めた情報収集方法について検討するとともに、ヤングケアラーや各種相談窓口について周知啓発を行い、支援につなげます。関係機関と連携し、情報共有を行いながら、適切な支援につなげられるよう重層的支援体制の整備に努めます。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある児童や発達に特性のある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童等およびその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。また、医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築を目指します。

さらに、保育施設等の職員の資質を向上し、障がい児保育の充実を図っていきます。

【主な取り組み】

取り組み	事業概要
障がいの原因となる 疾病の予防と早期発見	妊婦健康診査や訪問事業などを通じて、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進するとともに、乳幼児健康診査などで子どもの健康状態の把握に努め、関係機関と連携を図り、疾病や障がいの早期発見・早期療育・早期治療へとつなげます。
年齢や障がい等に 応じた支援	2歳児・3歳児健診時のフォロー児に対する親子教室の実施、個別指導が必要な未就学児には「岐南町多機能型地域子ども安心センター」で支援を行います。発達相談では保護者の困り感に寄り添い、子どもの成長発達を見極め、保護者の障がい受容とその後の円滑な支援へつなげます。また、障がい児や発達に特性のある児童が地域の中で健やかに成長できる環境をサポートするため、各種福祉サービスを提供するとともに、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。
障がい児教育・保育 の充実	保育施設等における発達障がい児を含む障がいのある子どもの保育、さらには幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や、質の高い支援を目指すため、教育委員会等と連携を図っていきます。

